

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和六年一月九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第九号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和六年一月九日	指定の年月日
埼玉県大里郡寄居町大字用土字藤ノ木二千二百 十七番六、二千二百十七番七、字岡田三千六十 九番一	指定に係る道路の位置
五十三・九九五	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)